

令和2年度第1回 埼玉県環境影響評価技術審議会

令和2年10月19日（月）

午前10時00分開会

○事務局（赤松） ただいまから令和2年度第1回埼玉県環境影響評価技術審議会を開会いたします。

私、本日の司会を務めさせていただきます、埼玉県環境政策課の赤松でございます。よろしくお願いいたします。

今回はウェブ形式で行いますので、会長及び発言いただく委員以外の方は、常時画面をお切りいただくか、静止画を表示していただくのどちらかとしてください。また、音声は常時ミュートにしてください、発言される場合に画像を表示し、会長の許可を得てからミュートを解除して御発言いただくようお願いいたします。

なお、広木先生につきましては、今日、ビデオの調子が悪いということですので、御発言をさせていただきようお願いいたします。

また、資料や図書についての御発言の際は、当該資料がどの資料を指すのかを御指摘の上、御発言いただくようお願いいたします。

次に、資料を確認させていただきます。資料は、事前にメールにて配付させていただいております。配付した資料は、次第に記載のとおりでございます。また、事前に郵送させていただいております準備書の準備をお願いいたします。

当審議会の第19期委員に御就任いただき、初めての審議会となります。本日、通常であれば委嘱式を実施させていただくところですが、新型コロナウイルス対応がありまして、郵送により委嘱状を交付させていただきました。

また、当期の審議会会長と副会長を委員の皆様から互選いただくところでございますけれども、こちらにつきましても事前に書面にて会長、副会長を互選いただいたところです。

つきましては、本日初めての審議会となりますことから、会長に就任いただいた柳委員、副会長に就任いただきました関口和彦委員から御挨拶をいただければと存じます。

まず、柳会長からお願いいたします。

○柳会長 はい、分かりました。

ただいま御指名いただきました、明治大学の柳でございます。私の専門は環境法、環境政策ですが、特にこれまで環境アセスメントをライフワークに位置づけて研究してまいりました。

本審議会は、2012年度から2期4年、委員として関わりまして、2018年から2回目になりますが、委員を務めさせていただいております。この審議会の運営につきましては、委員の皆様のお協力を得て、緊張感を持って務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（赤松） ありがとうございます。

続きまして、関口副会長、よろしくお願いいたします。

○関口和彦副会長 埼玉大学の関口と申します。

私、ただいま御紹介いただきましたけれども、副会長ということで、本委員会を、柳会長をサポー

トする形で、皆さんの御協力を得ながら十分な意見を酌み入れて、全体をまとめられるように進めていければと思っています。

私の専門は大気化学です。どんな事業においても大気汚染はかかわってくるものですから、大気という部分から全体を見ていければなと思っていますので、皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（赤松） ありがとうございます。

続きまして、本日、初めての審議会となりますので、恐れ入りますが、柳委員、関口和彦委員以外の皆様にも自己紹介をしていただきたいと思っております。お配りしております出席名簿の順に自己紹介をお願いいたします。

まず、荒井委員、内村委員の順でよろしくお願いいたします。

○荒井委員 東京農業大学の荒井と申します。専門は景観になります。よろしくお願いいたします。

○内村委員 埼玉大学の内村です。地盤工学が専門です。よろしくお願い致します。

○岡委員 森林総合研究所の岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○恩田委員 埼玉県緑化推進委員会の恩田と申します。よろしくお願いいたします。

○坂本委員 国立環境研究所の坂本佳子と申します。専門は外来種影響評価とかミツバチの保全になります。どうぞよろしくお願い致します。

○関口（徹）委員 千葉大学の関口と申します。専門は地盤工学の中の特に振動です。よろしくお願い致します。

○櫛島委員 東京都環境科学研究所の櫛島です。よろしくお願い致します。専門は環境化学となっていて、日頃は光化学オキシダントなど大気の研究をしています。よろしくお願い致します。

○広木委員 国立環境研究所の広木と申します。今日はカメラの調子が悪くて、顔なしで失礼いたします。専門は土壌環境学ということなので、どうぞよろしくお願いいたします。

○藤原委員 一般財団法人日本環境衛生センターの藤原でございます。私の専門は廃棄物、特に都市ごみの処理になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○星野委員 おはようございます。星野順子です。初めてこの埼玉県の環境審議会の委員をさせていただきます。専門は、植物、それから植生です。どうぞよろしくお願いいたします。

○山口委員 埼玉大学の山口と申します。前期に引き続き担当させていただきます。よろしくお願い致します。担当は、専門は植物、生物学ということです。よろしくお願い致します。

○吉村委員 最後に、小林理研の吉村でございます。担当は騒音と低周波でございます。よろしくお願い致します。

○事務局（赤松） 皆様、ありがとうございます。

なお、上野委員、栗島委員、原委員におかれましては、本日所用のため御欠席となっております。

それでは、開会に当たりまして、環境部環境未来局長の安藤より御挨拶を申し上げます。

○環境未来局長 ただいま御紹介いただきました、環境部環境未来局長の安藤でございます。よろしくお願い致します。

委員の皆様には、お忙しいところ、令和2年度第1回の埼玉県環境影響評価技術審議会に御出席を

いただきまして、誠にありがとうございます。本来であれば、年度当初に委嘱状という形で、皆様方お一人お一人に委嘱状を差し上げたいところでございますけれども、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、ウェブ会議とさせていただくことになりました。御容赦をいただきたいと思っております。

また、技術審議会の委員ということで御快諾、お引受けをいただいたことにつきまして厚く御礼を申し上げます。今後2年間になりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

さて、埼玉県では、埼玉県5か年計画の改定作業をしているところでございます。その中では、SDGsが環境をはじめとしまして大きく関わっているところでございますので、その理念を踏まえまして施策や事業の検討を進めているところであります。このSDGsのゴールに関しましては、自然環境だけではなく、いわゆる循環型社会あるいは低炭素社会ということも含めまして、大きく環境に関わる部分がございます。皆様方の御専門でございます大気、水質、廃棄物あるいは生物ということも大きく関わるところでございますので、埼玉県の基盤となる環境の持続性につきまして御指導いただきたいと思っている次第でございます。

今日議題になっております川口市戸塚環境センター施設整備事業でございますけれども、本年7月8日に諮問をさせていただきまして、その後2回、検討を重ねていただいているところでございます。この川口市戸塚環境センターですけれども、URの新栄町団地という、草加市の近くでもあります。また、綾瀬川もすぐ隣を流れていること、あるいは川口市の幹線の市道ですけれども、南浦和越谷線という大きな道路にも面していることから、非常に環境的にも重要な整備が考えられることもありますので、その辺につきましても考慮いただいて検討いただいたものと拝察をしております。小委員会の皆様方には、改めて検討につきましての御礼を申し上げたいと思っております。

本日は親委員会ということで、小委員会の御検討の結果を踏まえまして、また各御専門の先生方の知見と御経験を御披露いただきまして、御意見をいただきたいと考えている次第でございます。

結びになりますけれども、委員の皆様方の御多幸、御健勝、御活躍を祈念申し上げまして、簡単ではございますけれども、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（赤松） ありがとうございます。

安藤局長につきましては、所用のため、恐縮でございますが、ここで退席とさせていただきます。

○環境未来局長 よろしく願いします。

○事務局（赤松） 続きまして、事務局から自己紹介をさせていただきます。

○事務局（佐藤） 環境政策課長の佐藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（赤松） 環境政策課副課長の赤松と申します。司会を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（安村） お世話になります。環境政策課、安村と申します。本日はよろしく願いいたします。

○事務局（鈴木） 環境政策課の鈴木と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○事務局（赤松） 本日の会議ですが、委員総数17名のうち14人の方に御出席をいただいております。埼玉県環境影響評価技術審議会規則第6条第2項の規定により、本会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、同規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっております。議事の進行を柳会長にお願いしたいと存じます。柳会長、よろしく願いいたします。

○柳会長 はい、分かりました。

それでは、これから本日の議事に入るわけですが、会議の公開について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（赤松） 本日の審議会に2名の傍聴希望者が来ております。審議会規則第8条では、審議会は公開することとしておりますが、出席委員の3分の2以上の議決で非公開とすることができます。

○柳会長 審議会は原則公開ということですが、公開するということがよろしいでしょうか。

○柳会長 特に御異議がないようですので、公開といたします。

傍聴希望者を会場に入れてください。

○事務局（赤松） 傍聴者の方、入場されましたので、よろしく願いいたします。

○柳会長 はい、分かりました。

傍聴の皆様には、受付でお渡しした傍聴要領をお守りいただくようお願いいたします。

それでは、次に本日の会議の議事録の署名についてですが、審議会規則第9条第2項により、議事録には議長のほか、出席委員のうちから2名の委員が署名、捺印しなければならないということになっております。そこで、本日は荒井委員と吉村委員にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

○吉村委員 承知いたしました。

○荒井委員 承知いたしました。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、埼玉県環境影響評価の概要について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（安村） 事務局、安村が説明いたします。

こちらの埼玉県環境影響評価条例の概要の資料で、条例手続の概要について御説明申し上げます。まず、環境影響評価条例の概要ですけれども、今まで小委員会において既に御審議いただいている先生方、また2期目で御就任いただいている先生方については再度の御説明となってしまいますが、今期の1期目の先生方、また小委員会でもまだ御参加されていない委員の方もいらっしゃることから、簡単に説明させていただきます。

環境影響評価につきましては、大規模な開発事業などの実施前に事業者自らが事業の実施による環境への影響を調査、予測、評価し、またその結果を公表するとともに地域住民の皆様などから環境保全上の意見を聞き、またこれを事業計画に反映させることによって公害の防止や自然環境の保全を図るための制度でございます。

埼玉県の環境影響評価条例における手続については、計画書、準備書、評価書、事後調査書、こちらの4つの工程がございます。まず、計画書ですが、一定規模以上の廃棄物処理施設の建設や、同じく一定規模以上の土地区画整理事業など、環境に影響が大きいと思われる事業を実施しようとする事業者は、事業の目的や内容、事業の実施区域とその周辺の社会的、自然的状況を踏まえ、調査、予測、

評価を実施する項目とその方法を記載した計画書を作成いたします。事業者が作成した計画書を県に提出いたしますと、県はその計画書を公告、縦覧いたします。一方、事業者も自ら公表するとともに説明会を開催し、計画の内容を広く住民の方にお知らせすることになります。このようにして縦覧された計画書や説明会を通じまして、計画書に対して環境保全上の意見を持った住民の方は事業者に対して意見書を提出することができるようになっております。こちらの意見書です。意見書が提出された場合は、事業者がその概要を県に提出いたします。こちらを県に提出いたします。そして、これら住民の意見や審議会の意見を踏まえまして、知事が事業者に対して環境保全の見地から意見を述べることとなります。これで計画書に係る手続は終了しまして、住民及び知事の意見を踏まえ、事業者は計画を修正した後、こちらの調査等、調査予測評価を実施することとなります。

次に、準備書になります。準備書には、調査計画書への住民及び知事の意見に対する見解、実際に行った調査の結果予測、評価の内容と環境保全のための措置、事後調査の計画を記載し、作成いたします。縦覧や事業者による公表、説明会など、計画書と同じですが、準備書の場合には知事が直接住民の方の意見を聞く場である公聴会を開催することになっております。住民は、計画書と同様、事業者に対して意見書を提出することもできますが、公聴会にて口述することもできます。そして、計画書と同様、準備書においても環境の保全の見地から知事意見をまとめることとなります。結果に基づく予測、評価が適切か、環境保全措置は結果にふさわしい内容か、事後調査の計画は環境保全措置の効果を確認できるかなど、不足がある場合には知事意見にて指摘することとなります。

次に、評価書でございます。こちらは、準備書における知事意見等を踏まえまして、事業者において再度検討し、準備書を修正したものになります。評価書の場合は、記載事項に対する住民や知事の意見は準備書の段階で伝えてありますことから、手続としては告示、縦覧のみとなっております。評価書の縦覧が終了いたしますと、事業者は事業に着手することができます。

最後に、事後調査書になります。環境影響評価は、事業の実施が及ぼす様々な環境要素に係る影響について調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価するものでありますが、事業実施後の検証も重要となります。事後調査書の手続では、評価書での想定よりも環境に負荷がかかっていたり、環境保全措置が不十分だったりする場合には追加の措置を求めることもあります。このため、縦覧はもちろんのこと、住民が意見書を提出することもできます。

最後に、こちら、技術審議会において委員の先生方皆様に御協力いただくところでございますが、こちらの知事意見が住民、関係市町村及び技術審議会の意見を踏まえまして、環境保全の見地から意見を作成することになっております。環境影響評価は、一定のルールにのっとり、事業の実施による影響を調査、予測、評価するものであり、本県の場合にはそれらのルールを環境影響評価技術指針として規定しております。

一方、環境影響評価の調査項目は多岐にわたっており、それぞれの項目の専門性が高いということから、こちら、審議会の委員の皆様にご意見を聞きし、その場としてこの審議会を設けているものでございます。

実際の審議会の進め方といたしましては、最初の計画書が提出された場合、小委員会を立ち上げ、

詳細な議論は小委員会にて行うことにしております。小委員会以外の委員の皆様には意見照会をさせていただき、計画書の段階では、本日開催する環境影響評価技術審議会、は開催しておりません。調査、予測、評価の結果がそろった準備書、本日の審議事項にもございますが、準備書が提出された場合、改めて小委員会を設置し、再度小委員会で御議論いただいた後、本日の環境影響評価技術審議会を開催し、審議会の答申としておまとめいただいております。つきましては、委員の皆様には、各御専門の分野を中心に、この指針に照らし合わせながら技術的、専門的視点で忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、埼玉県環境影響評価条例の手續に関する説明を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から事務局のただいまの説明について何か御質問、御意見ございますでしょうか。

ただいまの説明は条例に基づく環境影響評価ですので、事業段階のものについての審議会の関わりが分かる形で御説明いただきましたが、埼玉県では要綱に基づきまして、早期の段階、計画段階でのアセスを行う戦略的環境影響評価も行っております。そういったアセスの図書が出てきましたら、委員の皆様には御担当いただくこともあると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

何か御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○柳会長 特にないようでしたら、次に進みたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の川口市戸塚環境センター施設整備事業環境影響評価準備書についてですが、本日は小委員会の委員でなかった方にも御出席いただいておりますので、事業者の方に準備書の内容を改めて説明していただきたいと思います。その後、当審議会の答申について検討したいと思います。

それでは、準備書の内容について、事業者の方からの御説明をお願いしたいと思います。事業者の方は、御準備ができましたらよろしく願いいたします。

○事業者（緒方） おはようございます。川口市環境部新戸塚環境センター建設室の緒方と申します。よろしく願いいたします。

本日は、事業者として出席が5名おります。私、緒方、それから金子、栗原、田中、落合、そのうち栗原は欠席させていただいております。それと、端末が1台ですので、私、緒方のみを映させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、資料に沿って説明を開始させていただきます。では、事業の内容から説明させていただきます。説明に先立ちまして、委員の皆様におかれましては、本事業に御協力いただきまして御礼申し上げます。よろしく願いいたします。

まず、こちらの資料の1ページ目を御覧ください。1、事業の内容、(1)、事業内容ですが、現在戸塚環境センターの敷地内には、主な既存施設として稼働中の西棟ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設と廃止済みの東棟ごみ焼却処理施設があります。本事業は、このうち東棟ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設を解体し、同敷地内に新ごみ焼却処理施設及び新粗大ごみ処理施設を建設するものです。

(2)、対象事業実施区域の位置ですが、南側の敷地境界に草加市、東側は綾瀬川を挟んで越谷市に接しております。対象事業実施区域は、図1、対象事業実施区域の位置の図の赤枠内であり、区域の面積は約4.8ヘクタールとなります。

(3)、事業スケジュールにつきましてですが、環境影響評価を令和2年度まで行い、新施設に関して現在の予定としましては、新粗大ごみ処理施設の供用開始を令和7年度、新焼却処理施設の供用開始を令和11年度としております。

2ページ目を御覧ください。施設の規模等についてですが、既存施設の西棟の施設規模は日量150トンが2炉で300トン、既存の粗大ごみ処理施設の施設規模は日量75トンです。また、新施設の施設規模ですが、新焼却処理施設が日量142.5トンの2炉で285トン、新粗大ごみ処理施設は日量26トンとなります。

(5)、施設配置計画についてですが、図2の上段は現況です。本事業は、東棟と粗大ごみ処理施設、東棟排水処理施設などを解体し、新ごみ焼却処理施設と新粗大ごみ処理施設の建設を行います。現段階での将来の配置ですが、図2、下段の図のとおりとなります。

次に、3ページ目を御覧ください。ごみ焼却の処理の流れについて御説明いたします。まず1として、ごみ収集車等で搬入されたごみをプラットホームからごみピットへ投入し、一時的に貯留します。そして、ごみクレーンで焼却炉にごみを投入いたします。

2番ですが、焼却炉での燃焼です。焼却炉では、ダイオキシン類生成抑制のために800度以上の高温で、実際には900度以上で24時間連続で安定燃焼させます。

3番ですが、排気ガスの処理です。排気ガスは、ダイオキシン類対策のため、燃焼ガス冷却装置で低温にした後、排ガス処理施設によりダイオキシン類等の有害物質等を除去します。残ったガスは煙突から排出します。

4番ですが、焼却残渣である焼却主灰及び焼却飛灰については回収し、再資源化あるいは最終処分場での処理となります。

5番ですが、焼却時に出る熱を利用したのですが、ボイラーで蒸気を作ります。この発生した蒸気により、給湯で利用するほか、蒸気タービン発電機で発電し、場内での使用や余剰電力については電力会社に売電をしております。

事業内容についての説明は終わります。

次に、現地見学の説明になりますが、(1)、廃棄物運搬車両の経路を御覧ください。緑色の線が廃棄物運搬車両の動線となっておりますが、敷地の南側より進入し、下側のランプウエーを通過して、東棟を現在廃止しておりますので、西棟のごみピットへ投入し、時計回りにて同じ場所から出ていく形となっております。こちらが計量棟とごみプラットホーム内のごみピットとなります。

次は、現地調査地点の説明なのですが、このページ、後ろに行って、6ページの4つの絵を御覧ください。川口市につきましては、人口も多く、人口密度が高いのですが、現地につきましては周辺に緑も多く、まず北側ですが、遊水池として、テニスコート、広い空き地があります。さらに、その北側には戸塚綾瀬小学校が立地しております。敷地の西側から北側に向かって、綾瀬川に排水する形で用水路が取り囲んでおります。そして、東側には綾瀬川の大きな堤防があり、緑が生い茂っております。

す。このうち、戸塚環境センターより北側、さいたま市側には綾瀬の森がありまして、土手の上に樹木が並んでいる河畔林となっております。非常に緑が豊かな現地周辺でございます。以上で現地の様子についてのお話は終わりです。

3番です。知事意見と事業者の見解は以上のとおりですので、割愛させていただきます。

では、4番から以降はアセスの受託事業者であります玉野総合コンサルタントに説明をいただきます。玉野さん、よろしくお願いいたします。

○アセス受託者（大野） 玉野総合コンサルタントから説明をさせていただきます。大野といたします。よろしくお願いいたします。

○アセス受託者（杉山） 同じく川口市からアセスメントを受託しております、玉野総合コンサルタントの杉山と申します。

なお、本日、出席者名簿でございます渡邊は所用のため欠席とさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○アセス受託者（大野）

それでは、玉野総合コンサルタントの大野から環境影響評価の結果について説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、配付資料の9ページになります。この表については、環境影響評価の項目と影響要因のマトリックスの表になります。印のついたところについて、予測評価を実施しております。

方法書の記載内容を基本にしまして環境影響評価を実施しましたが、この中で水質の欄にあります、星印がついた9項目がございます。これにつきましては、供用時の排水を公共下水道に放流することに事業計画を見直ししておりますので、それを受けまして、周辺環境への影響はないものと判断しまして、削除することにしております。

続いて、配付資料の10ページが、画面に、表示してございますが、10ページ、それから11ページに現況調査結果の概要を示させていただいております。ここでは、現況調査の要点のみ御説明させていただきます。

なお、現地調査実施時には、既存施設の焼却施設と粗大ごみ処理施設が稼働中となっていました。敷地境界の工場騒音につきましては、場内の機械音や周辺地域からの環境音などが原因となっております。自主規制値を上回る地点が一部確認されております。また、既存施設からの排水が合流する綾瀬川の水質では、綾瀬川固有の状態と考えられます、ダイオキシン類やBODが環境基準を上回る状況が確認されました。

次に、対象事業実施区域内で確認されている埋設廃棄物等について概要をお話いたします。埋設廃棄物槽内では、鉛が土壤汚染対策法に基づく土壤含有量基準を上回る状況が、また埋設廃棄物槽内の中水では、鉛やフッ素、ダイオキシン類が環境基準を上回る状況が確認されております。

配付資料には記載しておりませんが、前回の小委員会で委員の先生より低周波音についてお話しいただきましたので、私から改めてお話しさせていただきます。画面が、変わりますが、環境影響評価準備書の資料編2の23ページに同じ表を表示させていただいておりますが、この表は低周波音の現地調査結果になりますが、9時台と、それから10時台の測定値が一時的に高くなっています。これ

は、調査地点のすぐ近くに既存の粗大ごみ処理施設がありまして、その稼働によるものと見ています。

続いて、環境影響評価の本題に入ります。予測及び評価の結果について御説明させていただきます。画面は配付資料の12ページが表示されていると思いますが、12ページから20ページを御覧ください。これらの内容につきましては、環境影響評価準備書の第11章、総合評価の内容をさらにまとめ直したものになっていますので、そちらも併せて御参照いただけたらと思います。

なお、第11章、総合評価では、前回の小委員会で1か所の誤記を御指摘いただいておりますので、ここで改めて御説明させていただきます。この11の2ページの、画面の右側の列、微小粒子状物質がありますが、この「環境基準値を上回っていた」とありますが、正しくは「環境基準値を下回っていた」が正解になります。

それでは、本題に入りますが、時間の都合上、環境影響評価の結果を大まかに御説明させていただきたいと思います。まず、画面表示は、騒音と、それから低周波の画面になっているかと思いますが、大気質や振動、悪臭、水質、地下水、土壌における定量的な予測結果は、いずれも環境基準などの環境保全目標を満足しており、定性的な予測結果と併せまして、事業の影響の程度に問題はなく、環境の保全に関する配慮方針を実施することで、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されるとともに、環境保全目標との整合は図られていると評価しました。

供用時の工場騒音につきましては、新施設と既存施設の同時稼働時において、一部の地点、時間帯で自主規制値を1デシベル上回る騒音レベルが予測されましたが、新施設単独稼働時における騒音レベルは23デシベルと非常に低く、現況の既存施設稼働時の騒音レベルに影響を及ぼさない程度と考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価しました。

次に動植物生態系についてですが、工事の実施により動植物の生息環境となっています対象事業実施区域内の緑地等が消失することになりますが、在来種を中心として多層構造となるように緑地の整備を行うことで、植物の新たな生育基盤の整備、動物の生息環境の創出が図られ、代償措置として期待できるものと評価し、加えてそのほかの環境の保全に関する配慮方針を実施することで、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されるとともに環境保全目標との整合が図られていると評価しました。

そのほか、景観や自然との触れ合いの場、日照阻害などにつきましても、工事中及び施設の存在、供用時ともに環境の保全に関する対応方針を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されるとともに環境保全目標との整合は図られていると評価しました。

以上、個別の環境影響評価項目の予測評価の結果を踏まえまして、全ての環境影響評価項目を総括いたします。川口市戸塚環境センター施設整備事業を実施するに当たりまして、工事中及び存在、供用時における周辺環境への影響については、いずれの予測結果についても問題はなく、環境の保全に関する配慮方針を確実に実施することにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避または低減が図られており、環境保全に関する基準または目標を踏まえて設定した環境保全目標との整合も図られていると評価しました。

以上、説明になります。どうもありがとうございました。

○柳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事業者からの説明について、何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

○坂本委員 国立環境研究所の坂本です。発言しても大丈夫でしょうか。

○柳会長 はい、お願いいたします。

○坂本委員 事業者説明資料の16ページにあります動物の項目ですけれども、ここに書いてございます保全すべき種の生息環境の一部が消失する可能性があるためと書いてあるのですが、具体的に何を想定されているのでしょうか。

○アセス受託者（大野） この敷地内に、今緑地帯ということで、一部敷地境界材とかに整備された樹木等の緑地帯がありますので、それが一時的になくなるという想定をしております。

○坂本委員 10ページに動物ということで項目がいろいろ挙がっていて、注目すべき種と書いてあるのですが、これはその緑地帯にいるものなのか、綾瀬川にいるものなのか、どちらなのでしょう。

○アセス受託者（大野） 種類がかなりありまして、緑地帯で確認されているのも一部ありますけれども、周辺のものも多くありまして、その仕分が今。

○坂本委員 その緑地帯にまず何がいるのか分からないので、一体どういった代替措置を取るべきなのか評価のしようがない気がしました。

ここだと、昆虫なのか、鳥なのか、一体何の生息環境の一部が消失することを想定されていて、それに対する代替措置が多層構造というのが、緑地帯に生息すると想定される、あるいは検出されたものがまず何なのかというのが私としては知りたいところでした。何か重要種が見つかるのでしょうか。

○アセス受託者（杉山） たくさん種類が出ているのですけれども、お手元に準備書の本冊子はございますでしょうか。

○坂本委員 本冊子を探したのですけれども、見当たらず、申し訳ないです。

○アセス受託者（杉山） もしお持ちであれば、9の8の101ページに保全すべき種の概要があるのですけれども、そこには事業敷地の内外と仕分がされておまして、主に対象地内で確認されていますのは、鳥類、猛禽類、チョウゲンボウですとかハイタカ、サシバ、そういったものが確認されているほかに、爬虫類のカナヘビですとか両生類のアズマヒキガエル、それと昆虫類、ヒナバタですとかモンズメバチですとか、そういったものが敷地の中には確認されております。工事によって、緑地帯、樹林帯が一部、一時的に損失するのですけれども、整備後に新たに設けられるということと、周辺の綾瀬川の堤防とか周辺の水路とかに数多く確認されておりますので、環境影響評価としては影響はそれほど大きくないと予測、評価しております。

○坂本委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○荒井委員 よろしいでしょうか。東京農大の荒井です。

○柳会長 はい、どうぞ、お願いします。

○荒井委員 御説明ありがとうございました。

今御説明をいただいていたところの16ページの植物の緑の量について質問です。緑被率を計測されていると思います。基本的には、今回の準備書の中でも、9の9の42と9の9の67にその地点

があると思いますが、実際は41%から22%までの減少となっておりますが、緑被率を測った地点について、どのようなポイントで測ったのかということをお聞きしてもよろしいでしょうか。

○アセス受託者（大野） 場所の選定という意味合いでよろしいでしょうか。

○荒井委員 はい。

○アセス受託者（大野） こちらにつきましては、事業実施区域の周辺で人が集まりそうなところで、近くの場所を選んでおりまして、ナンバー1の地点が敷地の南側で、バス停のあるところです。それから、ナンバー2につきましては、事業実施区域の東側で、病院があるのですが、病院の駐車場からの地点になります。

○荒井委員 この2地点で、ほかにも取っているのでしょうか。この2地点で、一番目立った、身近な景観的なところから取られたという認識でよろしいのでしょうか。

○アセス受託者（大野） そうです。

○荒井委員 では、その後の評価結果に、今後新たな生育基盤の創出によって代償されるという評価をされていますが、実際はここに代替するのに、41%から22%に減っていますけれども、その後、旧来の緑被率を確保できるような植物選定をすることからこのような評価になっているのでしょうか。

○アセス受託者（大野） 41%から22%に減るところの予測、評価をしているのですが、将来の22%は、植栽後初期の段階で、その後、植物ですので、生育して、写真の現況のような形での生育まで見込むことが可能と考えておりますので、樹種の選定も考慮した上で、同様の緑被率というのが見込めるということで、影響は小さいと予測、評価をしております。

○荒井委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、私から質問させていただきたいと思うのですが、先ほど御説明のごみ焼却処理の流れの中で、焼却炉から出てくる排ガスの内訳はどういうものになっているのでしょうか。

○事業者（金子） 川口市の金子と申します。よろしく願いいたします。排ガスの内訳としましては、準備書の2の33ページを御覧いただければと思います。こちらの2の33ページの表の2、14の中で、下に自主規制値、排出濃度という項目がございますが、内訳としましては、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類、ばいじん、水銀を規制物質として挙げております。

○柳会長 ありがとうございます。

その内訳のパーセンテージはどのくらいに思っておられるのでしょうか。硫黄酸化物が通常ですと80%ぐらいは出てくると思いますけれども、そのような理解でよろしいのでしょうか。

時間がかかりそうでしたら、後で事務局に伝えていただければよろしいかと思っております。

○事業者（金子） 後ほど回答させていただきます。よろしく願いいたします。

○柳会長 ただいまの回答の中にありましたけれども、水銀等も出てくるということですね。大気質の、9ページに先ほど予測、評価の概要で、表の4の1に環境影響評価項目というのが載っていますが、これは古い項目と言うと語弊があるかもしれませんが、埼玉県では、平成30年4月から条例改正をして、別表についても改正をしております。大気質については、微小粒子状物質と水銀等という新たな項目を追加しておりますけれども、この表を見る限りはその項目は載っていないとい

うところで、この点はどうされたのかと思っております、質問であります。

○アセス受託者（大野） 今回、本事業の手続開始時、調査計画書作成時が改正の前の段階になっておりました、改正の前の内容に基づいて手続を開始しておりましたので、準備書もその流れで今まで来ております。

○柳会長 改正の内容が反映されていないということで、もう施行はされておりますので、その後の図書では対応をお願いしたいと思います。

○関口和彦副会長 よろしいでしょうか。

今の微小粒子状のPM_{2.5}に関しましては、小委員会でも同様の意見が出まして、改正はされているけれども、アセスの基準には入っていなかったということで、まだ小委員会の意見についての御説明をされていないのですが、事後評価には入れていただきたいということで小委員会からは提案を上げております。

それから、先ほどの植物と、あと緑化の部分を一部消失という話があったのですが、緑については消失した分が回復という言葉が準備書には入っているのですが、先ほど質問いただいた分の生き物については、一部消失の上、周りに同じ環境があるから維持できる流れになっているのですけれども、それは整備をして、そちらもある程度回復という書き方をしなくていいのかということでは気になったのですが、その辺はいかがでしょうか。

○アセス受託者（大野） 内容につきましては、関口先生から言われた内容で、事業実施区域内については整備をしますので、回復という意味合いで正しいと思います。

それから、周辺については、特に整備等、触ることはありませんので、同様の環境がそのまま維持されるということで、区別した考え方でいいかと思えます。

○関口和彦副会長 流れとしては、消失をして、整備をして、維持されるというのはあれですね。消失をしているわけですから、維持、整備をされたら回復が望めるので、現状維持が保たれるという形がいいのかなと思ったのですが。その辺は書き方の問題です。

○アセス受託者（大野） はい、表現は、検討したいと思えます。

○関口和彦副会長 よろしく申し上げます。

先ほどの大気の成分の話は、出てくる成分自体は測っていらっしゃるのですか。基本的には、除去装置をつけて処理をした後の排ガスの基準値が基準以下であることの確認であれば、恐らく発生時の細かい成分比率とかは出ていないのかなという気もします。もしあれば是非見せていただいた上で、除く成分としての確認をどう行っているかを見せていただければと思います。ただ、アセスとしては恐らく出てきた側の基準値を満たしているかということではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○アセス受託者（大野） 既存施設については、今先生がおっしゃられましたように、処理後の排ガスについて調査しております。発生した際の成分については、各施設に一度確認しないと、測定を行っているかどうか、この場ではお答えできないので、後ほど確認した後、回答させていただければと思います。

○関口和彦副会長 是非、データがあるのであれば参考資料としてお見せいただければと思います。

○アセス受託者（大野） よろしくお願ひいたします。

○柳会長 関口先生、ありがとうございました。

私が質問した背景には、最近では清掃工場から出てくる排ガスについての資源循環といひましようか、脱炭素社会の中で出てくる二酸化炭素を回収して、それを利用するとか、それから廃棄物由来のエタノールの製造実証とか、最近ではかなり技術的に新しい炭素循環の試みが色々されていますので、川口市においても、本当はもっと先導的な試みをやっていたいただければと思っていたので、質問をしてみたわけであります。

ほかにいかがでしようか。

○星野委員 星野です。意見、よろしいでしようか。

○柳会長 はい、どうぞ。

○星野委員 今の緑被率の関係なのですけれども、恐らく新しく植栽するので、その植栽木が大きくなって緑被率が戻っていくというお考えだと思ひますが、どういふ樹種を植栽する計画はあるのでしようか。

○アセス受託者（大野） 緑化計画といふのが本事業、整備計画の中にございまして、緑地整備に当たっては、埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化選定基準に記載された外来種を中心に選定をしまひます。緑地整備に当たっては、人工的雰囲気緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮することをまとめさせていたひておひます。

○星野委員 外来種ではなくて在来種ですよね。

○アセス受託者（大野） 在来種です。

○星野委員 分かりました。

では、具体的にはまだといふことですね。

○アセス受託者（大野） 具体的にはまだ選定まではしていませんので、今後検討させていただきます。

○星野委員 分かりました。ありがとうございました。

○柳会長 ほかにいかがでしようか。

○山口委員 埼玉大学の山口です。発言、よろしいでしようか。

○柳会長 どうぞ、お願ひします。

○山口委員 御説明ありがとうございました。

私は、頂ひた資料の16ページの植物の項目ですけれども、評価結果として、保全すべき生育種が基本的には事業区域内ではなかったといふことで、それはすごくよかったと思ひますけれども、評価結果に新たな生育基盤の創出により代償されるといふのが、立派な文言が書かれていますけれども、恐らく、創出しなければいけないといふのは、保全すべき種があつて、それを確保するためにやるべき措置なのかなと思ひます。そう考えると、予測結果には緑地の整備によりといふ文言が書いてあつて、基本的にはこの予測結果の対策と、少なくとも貴重な植物種の保全に関しては、対策としては緑地の整備といふ文言で十分成立する気がしました。

以上です。

○アセス受託者（大野） ありがとうございます。御意見を参考にさせていただきます、内容の修正を検討したいと思います。

○山口委員 よろしくをお願いします。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○内村委員 埼玉大学の内村ですけれども、よろしいでしょうか。

○柳会長 はい、お願いいたします。

○内村委員 今日の資料の15ページになると思いますが、土壌で、地下の埋め戻し、廃棄物の層で鉛が出ているのですけれども、これは今日の資料には鉛と書いていないですが、以前に頂いた冊子を見ると、鉛が基準を超えているというのがあるのですけれども、建物を造る過程で、この中の廃棄物の層に何か手をつけることは予定されているのでしょうか。中の土を掘り出してしまうのでしょうか。

○事業者（金子） 川口市の金子です。

廃棄物層については、現在建設の予定されている掘削の必要な部分につきましては、廃棄物層、土壌まで含めて、全て廃棄物は取り除く、除去する予定であります。除去した廃棄物につきましては、廃掃法に基づいて適正に処分することとしております。

○内村委員 これは何か、地下室も造られるのですよね。施設は地下の部分もある。

○事業者（金子） はい、地下室も造ります。

○内村委員 かなりの量の廃棄物を、古い廃棄物を取り除いて処分することになりますけれども、そういう計画ということですね。

○事業者（金子） はい、そのとおりでございます。

○内村委員 はい、分かりました。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○柳会長 それでは、御質問、御意見も出尽くしたようですので、審議会の答申の検討に入りたいと思います。

なお、事業者の方はここで退室していただきます。どうもありがとうございました。

○柳会長 よろしいでしょうか。

それでは、審議会答申の審議に入りますが、この準備書については小委員会で審議を行い、小委員会への意見が作成されております。小委員会の藤原委員長から、小委員会報告及び小委員会意見について説明をお願いしたいと思います。

それでは、藤原委員長、よろしく願いいたします。

○藤原委員 小委員会から御報告をさせていただきます。日本環境衛生センターの藤原でございます。よろしく願いいたします。

お手元の資料1と1-2を御覧いただけますでしょうか。こちらにございますとおり、岡先生、恩田先生、関口和彦先生、関口徹先生、櫛島先生、原先生、吉村先生と、最後、私と、このメンバーで開催させていただいております。

お手元にもございますとおり、本年、令和2年3月6日に川口市から御提出されました川口市戸塚環境センター施設整備事業環境影響評価準備書、これについて検討が行われております。具体的には、

第1回が令和2年8月4日、第2回が令和2年9月2日でございます。ともに、本日と同様にウェブ会議形式で行われております。

第1回の8月4日におきましては、準備書に対する事業者説明及び委員会からの質疑応答を行っております。

第2回、9月2日につきましては、小委員会意見を集約した形になっております。

続きまして、資料1―2を御覧ください。こちらに小委員会の意見を記載してございます。1、全般的事項といたしまして、新施設建設に当たっては、環境保全対策に関する最善技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。

また、排ガス処理については、最終処分量など、環境負荷を総合的に検討した上で選定することとなっています。

続いて2番目、騒音・低周波音でございます。新設における騒音の発生源や調査結果における局所的な低周波音の発生の原因を把握し、周辺住宅等に及ぼす影響を低減するよう努めること。

3番目、振動でございます。予測結果が規制値等を下回る場合であっても、予測の不確実性を考慮し、車両の走行及び施設の稼働により周辺住宅等に及ぼす影響を低減するよう努めること。

4、自然とのふれあいの場。工事車両等の増加により、自然とのふれあいの場の利用者に影響を及ぼすことがないよう努めること。

5番目、先ほども関口先生からお話があったと思いますが、事後調査といたしまして、排ガス処理設備が検討段階にあることを鑑み、微小粒子物質（PM2.5）の追加について検討すること。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、小委員会の委員から何か付け加えることですか、他の委員の方から御意見、御質問等がございますでしょうか。先ほどの事業者からの説明も含め、審議会答申として補足、追加等があればこの場でお願いいたします。いかがでしょうか。

○藤原委員 先ほど御議論いただいた中で、委員長、副委員長から生ガスの話が出たと思うのですが、排ガス、特にごみ焼却施設の場合、ごみ質由来というのがかなり大きいところがございます。特に端的に言いますと、昨年から規制されています水銀につきましても、分別でかなり水銀を徹底的に、水銀含有物を徹底的に排除している自治体においては水銀が出ていない状況でございますが、かなり混入しているところについては、結構出ているところもあるという御報告も受けております。こういった中で、塩化水素やMOX、硫酸化物についても、ごみ質由来というところもありますので、幅が結構広くございますので、知見としては幾つか出ておりますけれども、そういった中で、ごみ処理のプラントメーカーさんは、先ほど先生もおっしゃっていたように、メタネーション技術の開発とか、いろんなこともやっていますので、実証レベルであったりとか、技術開発の中で生ガスデータというのはお持ちだと思いますので、その辺については事業者さんも、情報等を入手していただければある程度の把握はできると思うところでございます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

○関口和彦副会長 補足なのですが、今小委員会の藤原委員長からお話がありましたが、全般的事項の施設の設備ですが、今回新しい焼却場を建てるに当たって、少し設備を変更する部分が、最新型に変えるということで、これから導入の選定に入っていくのです。小委員会としては、その選定過程で、先ほどお話がありましたけれども、最善の性能が出せるというところをPM2.5も含めて、十分考慮した上で設備の選定をしてほしいという気持ちが1番目のところに入っているという話になります。よろしくをお願いします。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、何か追加、発言等ございますでしょうか。

○荒井委員 東京農大の荒井です。よろしいでしょうか。

○柳会長 はい、どうぞ。

○荒井委員 先ほども質問させていただいたのですが、植物に関してですが、景観の観点から気になる点について申し上げさせていただきます。

今の緑被率60%は、景観的にはかなり快適性を感じるだけの緑量が確保されているというものが41%に落ちるという話でした。先ほどの御説明では、新規に植えるものによって、その成長によっては低減されるという御説明だったと思います。そのことに関して、2の44ページですけれども、緑化計画が出されていて、先ほど御説明があったように、県で定められたことで緩和させていくという話でしたが、2の43ページを見ると、植樹の構成は、高木、中高、低木を組み合わせる多層構造に配慮するとなっていますが、2の44を見ると、一部だけなっているのですけれども、多層構造というのが読み取れません。アセスの限界があるとは思いますが、緑化計画でより多層の構造を実現させる配置計画というのは出していただけないかなという希望を持っています。

以上です。

○柳会長 荒井委員、ありがとうございました。

この点は、特に小委員会ではどういう議論がされたのでしょうか。

今の荒井委員の意見であれば、審議会の答申として、景観についても補足、追加するという対応でよろしいでしょうか。

荒井委員は、この答申案文に景観について追加するという理解でよろしいでしょうか。

○荒井委員 可能であればお願いしたいと思います。よくアセスで、成長すれば改善されるということのお話はあるのですけれども、実際、なかなか事後の調査でそれが改善されていないことが多いものですから、緑化計画だけでもやはり複層にさせていただいて、緑地的にも回復できるということを表していただきたいと思いますが、可能であればよろしくお願いします。

○柳会長 そうしますと、今は4番の後か前かに緑化計画というのを入れるという案でしょうか。

○荒井委員 はい、委員長のおっしゃるとおりです。

○柳会長 それでは、4番に緑化計画を入れて、あとは繰下げして、自然とのふれあいが5番で、事後調査が6番ということで、緑化計画について入れるということにしたいと思うのですけれども、答申の文言についてですが、何か荒井委員は具体案ございますか。

○荒井委員 今の流れからすると、緑化計画の部分に、高木、中木等を組み合わせる多層構造が反映される計画図に努める形でいかがでしょうか。

○柳会長 それでは、事務局でただいまの提案について整理していただけますでしょうか。

○事務局（安村） 事務局、安村でございます。

景観に関しまして、別途定めます緑化計画の中で、高木、中木等、このアセスの評価書において想定するものが反映されるように努めるイメージでよろしいでしょうか、荒井先生。

○荒井委員 はい、結構です。

○事務局（安村） 承知いたしました。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、川口市戸塚環境センター施設整備事業環境影響評価準備書に対する審議会答申は、ただいまの修正の趣旨を追加して答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

なお、答申の文言については、今事務局から提案がありましたけれども、私に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

本日の議事は、これで全て終了ということであります。皆様の御協力、大変ありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（赤松） 柳会長、進行ありがとうございます。

以上で本日の会議を終了とさせていただきます。

最後に、環境政策課長の佐藤より御礼の御挨拶をしていただきたいと思います。

○事務局（佐藤） 環境政策課の佐藤でございます。

こういったZoomを使つてのウェブの会議ということで、小委員会の段階から委員の先生方には、今日、私も拝見させていただいて、非常に、こういう形式でもスムーズな進行で、闊達な意見交換をしていただきまして、本当に感謝申し上げます。

冒頭で局長の挨拶でも申し上げたとおり、本当に私どもにはなかなか専門的な知見が欠けているところがございますので、議論を通じて、いろんな分野の、まさに環境の専門性を発揮していただいている委員の皆様方から多くの御意見をいただき、御答申をいただくと、本当にこの審議会の委員の皆様方には心より感謝申し上げます。答申いただいた後には、知事意見に反映させて、事業がより環境に配慮されて進めていけるように、事務局としても努力をしてまいりたいと思います。今後も多くの案件が出てくるかと思いますが、各委員の皆様方には引き続き御協力をいただきたいと思います。

本日は、長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

午前11時31分閉会